

令和元年度香南市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和元年9月25日

香南市監査委員 岩本 淳
同 有岡 正博
同 宮崎 晃行

令和元年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和元年7月1日から7月5日まで

2 監査の対象事項

- (1) 平成30年度末において収入未済額がある項目の中から、監査委員による選定項目
- (2) 平成30年度の歳入項目の中から、監査委員による選定項目

3 監査の対象課

- 農 林 課 … 【一般会計】中山間地域総合整備事業分担金
- 福祉事務所 … 【一般会計】生活保護費返還金、生活保護費返還金（戻入繰越分）、児童扶養手当過誤払金等返納金、高等職業訓練給付金返納金、障害福祉医療費高額療養費返納金
- 高齢者介護課 … 【一般会計】老人保護措置費負担金
【介護特会】介護保険料
- 上下水道課 … 【各特会ほか】上水道使用料、簡易水道使用料、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料、漁業集落排水使用料
- 税務収納課 … 【一般会計】市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税、軽自動車税、住宅新築資金等貸付金元金収入・利子収入
【国保特会】国民健康保険税
- 市民保険課 … 【一般会計】老人保健第三者納付金
【後期特会】後期高齢者医療保険料
【国保特会】第三者納付金（一般分）、同（退職者分）
- 住宅管財課 … 【一般会計】市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費
- 生涯学習課 … 【一般会計】公民館・集会所・運動広場・体育施設使用料（社会教育関連施設関係）
- こども課 … 【一般会計】保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、保育所延長使用料、幼稚園授業料、幼稚園預かり保育料、放課後児童健全育成事業保護者負担金
- 学校教育課 … 【一般会計】給食費納付金

4 監査の実施方法

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施し、以下の項目について重点的に調査を行った。

(1) 収納事務について、関係書類を検査し、財務会計システムによる調定の計上等収入未済額及び滞納繰越額が正確に管理されているか。また、収納事務が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 滞納整理事務については、督促や催告が適正に行われているか、納税・納付交渉や必要な調査が適時なされているか、時宜に応じた法的措置を執っているか、また債権管理が適正、適切になされているか。

第2 監査の結果

今回の監査は、地方自治法第240条第1項に規定されている市の債権である公債権、私債権について、主に平成30年度の滞納繰越、不納欠損、滞納処分等、徴収関係に主眼を置き、関係書類の審査を行うとともに、関係職員からの聴取により監査を実施した。

平成30年度の債権における収入未済額及び前年度の比較は、第1表のとおりである。なお、簡易水道事業は平成30年度より特別会計から公営企業会計へ移行している。

第1表

(単位：円、%)

会計区分		30年度	29年度	比較増減額	増減率
一般会計	現年	48,531,063	48,707,410	△ 176,347	△ 0.4
	過年	293,720,318	332,907,252	△ 39,186,934	△ 11.8
	小計	342,251,381	381,614,662	△ 39,363,281	△ 10.3
特別会計	現年	56,078,428	51,533,776	4,544,652	8.8
	過年	86,856,245	122,359,508	△ 35,503,263	△ 29.0
	小計	142,934,673	173,893,284	△ 30,958,611	△ 17.8
公営企業会計	現年	9,024,240	6,959,970	2,064,270	29.7
	過年	35,192,457	24,052,132	11,140,325	46.3
	小計	44,216,697	31,012,102	13,204,595	42.6
合計		529,402,751	586,520,048	△ 57,117,297	△ 9.7

平成 30 年度の債権における不納欠損処分額の前年度比較は、第 2 表のとおりである。

第 2 表

(単位：円、%)

会計区分	30年度	29年度	比較増減額	増減率
一般会計	21,107,183	26,695,670	△ 5,588,487	△ 20.9
特別会計	24,156,035	29,720,466	△ 5,564,431	△ 18.7
公営企業会計	49,493	117,530	△ 68,037	△ 57.9
合計	45,312,711	56,533,666	△ 11,220,955	△ 19.8

当年度末の収入未済額は、一般会計では、現年度分は 176,347 円 (0.4%)、過年度分は 39,186,934 円 (11.8%) 減少し、合計で 39,363,281 (10.3%) 減少となっている。特別会計では、現年度分が 4,544,652 円 (8.8%) 増加したが、過年度分は、35,503,263 円 (29.0%) 減少し、合計で 30,958,611 円 (17.8%) 減少となっている。

公営企業会計では、簡易水道事業が特別会計より公営企業会計へ移行しており、現年度分で 2,064,270 円 (29.7%)、過年度分で 11,140,325 円 (46.3%) 増加し、合計で 13,204,595 円 (42.6%) 増加となっている。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は 529,402,751 円となっており、前年度に比べ 57,117,297 円 (9.7%) 減少しているが、看過できる状況ではない。引き続き裁判手続や差押え等、積極的、効率的、有効的な手法により債権に応じた対応が望まれる。

不納欠損処分額は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は 45,312,711 円を計上し、前年度に比べ 11,220,955 円 (19.8%) 減少している。

不納欠損は、債権管理を確実に行ったうえでの法に基づく処分であり、今後も明確な根拠のもとに適正な処理に努められたい。

債権の徴収業務について、税務収納課を中心に各課の担当者が連携して、徴収業務の勉強会を行っており、その結果、債権の管理方法についてスキルアップが図られている。特に本市の 150 を超える債権について、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の種類別に分類したことは、債券の種類によって滞納処分や消滅事由など管理方法に相違があることから、本市の有する数多くの債権について、種類を正確に分類したことにより、今後の徴収業務の成果に繋がるものと思われる。

また、平成 30 年 12 月の香南市債権管理条例の一部改正 (平成 31 年 4 月 1 日施行) により、滞納者に関する情報を実施機関内部で共有し、相互利用することが可能になったことは、これまで債権によっては調査権がないため徴収がスムーズに出来なかったことが、この情報共有により改善され、勉強会の継続と情報共有の積極的な活用により、収入未済額の減少、公平公正な徴収及び管理業務に邁進されたい。

監査の対象とした債権の収納事務については、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、各債権に適用される法令にのっとり、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 中山間地域総合整備事業分担金（農林課）

平成 29 年度の定期監査における指摘以降、債務者への訪問や電話での催告を行うなどの徴収事務に対する取組が改善され、一部の債務者からの納付が確認できた。また、回収が困難と判断した債権は不納欠損処理を行い、適正な債権管理に対する取組が出来ていた。

しかしながら、平成 30 年 7 月以降の債務者に対する徴収に関する交渉が全く行われておらず、徴収事務が継続されていなかった。

徴収事務においては、債務者の納付に対する意識が途切れることがないように、債務者に対して継続した交渉等を行うことが重要であるとする。

今後は、課内の債権管理体制を見直し、債務者に対する継続した徴収事務に取り組み、適正な債権管理に取り組みたい。

(2) 一時預かり料、保育所使用料（こども課）

「一時預かり料」に関しては、昨年度の定期監査における債権管理の取組についての指摘以降、過年度滞納分に関しては税務収納課と連携し、督促を行うなどの取組が改善されていた。

しかしながら、現年度分においては、「納付がない場合は、滞納者へ直接電話にて催告するなど早期の回収を行う。」との措置報告にもかかわらず、個別交渉記録内容が不十分で確認が出来ない状況であり、聴取によると電話等での催告も行っていないとのことであり、「保育所使用料」に関しても同様の状況であった。

「保育所使用料」においては、本年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、現年度の未収金額は減少すると思われるが、過年度滞納分は回収が厳しい状況になることが推測される。

債権管理において、債権を保全し、それを確実に回収するためには、債権についての記録と管理が基本であることから、今後は主管課として、交渉記録等の見直しを行い、課内の債権管理体制を整備し、債務者への交渉を行うなど適正な債権管理に取り組みたい。

(3) 障害福祉医療費高額療養費返納金、高等職業訓練給付金返納金、児童扶養手当過誤払金等返納金（福祉事務所）

「障害福祉医療費高額療養費返納金」に関しては、平成 27 年度の方納誓約により、納付の意思確認は出来ているが、平成 27 年 3 月の納付が最終となっており、当該年度において納付書を年度当初に 1 回送付したのみであり、債権管理の取組が過去数年にわたり行われていない状況であった。

また、調定においては分納誓約の1年間分のみの調定金額となっており、残りの収入未済金額が未調定であることが確認されたが、出納閉鎖前に調定変更において調定を行った。

調定とは、地方自治法第231条の規定により歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し、収入金額を決定する重要な行為であり、収納管理の前提となるものである。調定事務を適正かつ適時に実施することは、収納額の向上及び適正な歳入確保のために必要である。

「高等職業訓練給付金返納金」に関しては、当該年度において年度当初の納付書送付の記録もなく、過去数年間にわたり、全く債権管理の取組がされていない状況であった。

「児童扶養手当過誤払金等返納金」に関しては、連絡があった債務者については、納付書を毎月送付しているものの、その他の債務者については年度当初に、1年分の納付書を1回送付しているのみで、その後の交渉は行っていない。

福祉事務所は、一昨年にも指摘を行い、「職員の法的知識に関する知識向上を図り、滞納解消に向けて適正な事務管理を行うよう努めます。」との措置報告であったが、前記のことから、課内の債権管理体制について危惧するものである。

今一度、債権の管理について課内全体で協議を行い、職員の債権管理に関する知識習得及び向上を図り、情報共有ができる体制作りが必要であると考えます。

そのうえで、債務者との交渉を行い、納付指導及び時効中断等の適正な事務管理に努められたい。

なお、過年度滞納分については、当該主管課と税務収納課が連携し、債務者の情報共有はもちろん適正な債権管理と組織的な進行管理に努め、回収努力を尽くされたい。努められたい。